

白山市監査公表第12号

地方自治法第199条第4項の規定による定例監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を別紙のとおり公表します。

平成30年10月1日

白山市監査委員 北田 幸光

白山市監査委員 西川 寿夫

定例監査結果報告書

- 1 監査対象部署 (1) 吉野谷公民館
(2) 石川公民館
(3) 蝶屋公民館
- 2 監査実施日 (1) 平成30年5月31日(木)
(2)(3)平成30年6月29日(金)
- 3 監査実施場所 (1) 吉野谷公民館 研修室C
(2) 石川公民館 談話室(図書室)
(3) 蝶屋公民館 小会議室
- 4 監査対象 平成29年度
- 5 監査項目 収入及び支出に関する事務
各種帳簿、証拠書類等の整理保管状況
施設管理及び利用状況
その他必要と認める事項
- 6 監査の執行者 監査委員 北田 幸光
監査委員 西川 寿夫

7 監査の方法

収入及び支出に関する事務等が関係法令等に従って、適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

また、監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

8 監査の結果

監査した範囲においては、おおむね適正に執行されていると認められた。

また、細部指摘事項及び事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において、当事者に指示したので省略した。